



目次

告示

- システム運営等業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 神鳥荻島土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 平成 27 年 9 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

システム運営等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年11月1日（日）から平成30年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を平成25年4月1日以降に2回以上全て誠実に履行した実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 木場 電話048-830-2269（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月22日（木）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月21日（水）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年10月21日（水）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成27年10月22日（木）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月5日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Technical support for Information Systems Division 1 set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., October 22, 2015

By registered mail or in person: 4:00 p.m., October 21, 2015

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2269 E-mail: a2290@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第千四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人所沢市思い出語りの会
（変更後） 特定非営利活動法人思い出語りの会

三 代表者の氏名

堀 葛郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字北秋津六百八番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、所沢地区の高齢者同士、高齢者を介護する家族、保健施設や老人施設等の利用者やスタッフに対して、「思い出語り」の手法を活用してコミュニケーション・ケアを図り、相互援助的人間関係を築きながら生活の質の向上を目指す。また、若年者に対しても、聴く力と話す力や共感性を育むコミュニケーション能力の向上を図る活動を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なないろ
- 三 代表者の氏名
渡辺 直翔
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市戸崎百七番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者や障害者に対し、障害者総合支援法に基づいた事業を中心に展開し、また埼玉県独自サービス、生活サポート事業を行い、すこやかな安心した生活を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人桃園
- 三 代表者の氏名
伊東 篤
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市下奈良千五百七番地一
- 五 定款に記載された目的
高齢者の自立可能な環境を築いていく為に、高齢者介護のサービスを通して福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人埼玉乳がん臨床研究グループ
- 三 代表者の氏名
黒 住 昌 史
- 四 主たる事務所の所在地
（変更前）埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二百六十一番地一キャピタルビル三階新都心レディースクリニック
（変更後）埼玉県草加市新栄二丁目二十二番地二十三 二宮病院
- 五 定款に記載された目的
この法人は乳がんの診断、治療に関する多施設共同臨床研究をはじめ、乳がんの臨床に携わる医師や医療関係者の教育、また一般市民への啓発活動等の事業を行い、当該罹患者の医療の向上、福祉の増進を図るとともに社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

告 示

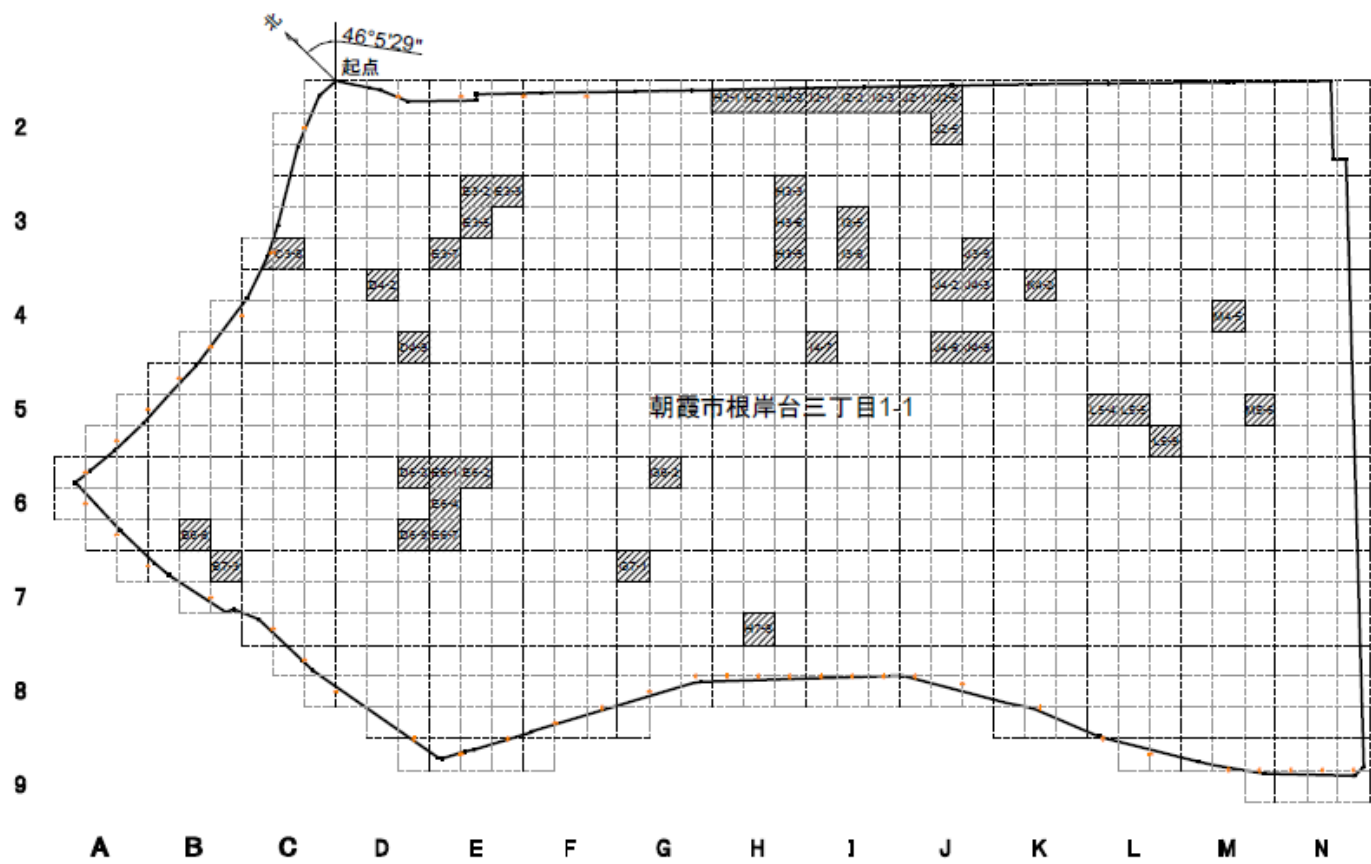
埼玉県告示第千四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



- 【凡例】**
- 単位区画
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画
 - 統合区画

【起点】
 起点は、朝霞市根岸台三丁目1-1の最北端とする。

【格子の回転角度(46°5'29")】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助のための医療及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	開設者	所在地	指定年月日
木島医院	木島 威也	草加市谷塚町六四八 一	平成二十七年七月 一日
大森耳鼻咽喉科医 院	大森 英生	和光市新倉一―二― 六七 和光市駅前ビ ル三F	平成二十七年七月 一日
櫻澤医院	医療法人社団 永 和会	狭山市新狭山三―一 一―一〇	平成二十七年七月 一日
医療法人社団 仁 友会 入間台クリ 友会 ニツク	医療法人社団 仁 友会	入間市新久八一六	平成二十七年七月 一日
水上レディスクリ ニツク	水上 天順	草加市新栄二―二七 一八	平成二十七年七月 一日
高橋耳鼻咽喉科医 院	医療法人 高橋耳 鼻咽喉科医院	所沢市緑町三―二九 一―五	平成二十七年七月 一日
医療法人社団 恵 寿会 川口眼科	医療法人社団 恵 寿会	川口市飯塚二―二― 一四	平成二十七年七月 一日
医療法人 今野整 形外科	医療法人 今野整 形外科	川口市芝三九〇― 一八	平成二十七年七月 一日
谷崎耳鼻咽喉科	谷崎 浩一	川口市中青木一―四 一―八	平成二十七年七月 一日
田島内科小児科医 院	田島 博人	坂戸市関間一―一四 一―三	平成二十七年七月 一日
中村レディスクリ ニツク	医療法人 秀翠会	羽生市中岩瀬六一二	平成二十七年七月 一日

医療法人社団 洋伸会 美杉台 洋伸会	医療法人社団 医療法人社団 医療法人社団	医療法人社団 久喜市菖蒲町菖蒲六〇	平成二十七年七月 一日
クリニック	眼科・内科	南愛会 しょうぶ 南愛会	〇五―一 モラージュ 一日
けやき歯科医院	筒井 一朗	所沢市和ケ原一―一六 三―三 大成ビルセブ ン二F	平成二十七年七月 一日
パークタワーいと う歯科医院	伊藤 新一	川口市幸町一―七―一	平成二十七年七月 一日
横川歯科医院	横川 義彦	秩父郡皆野町皆野二四 六五―一	平成二十七年七月 一日
西東京歯科医院 飯能分院	医療法人社団 仁岳会	飯能市仲町二―二 馬 場ビル一F	平成二十七年七月 一日
なかじまデンタル クリニック	中島 裕子	狭山市入間川二―一九	平成二十七年七月 一日
医療法人 小峰 歯科医院	医療法人 小峰 歯科医院	比企郡ときがわ町玉川 二四六九	平成二十七年七月 一日
山田歯科クリニッ ク	山田 純嗣	川口市元郷三―一二― 七	平成二十七年七月 一日
うるし畑歯科医院	漆畑 健	所沢市上安松一二四二 一三	平成二十七年七月 一日
のざわ歯科医院	野澤 恵実	深谷市西島町三―一四 一―一	平成二十七年七月 一日
大八木歯科医院	医療法人社団 緑陽会	春日部市備後東八―五 一―一 コーポ錦栄一〇	平成二十七年七月 一日

たばら歯科クリニック	田原 昭宏	狭山市広瀬東二丁目四三番地	平成二十七年七月一日
馬橋歯科医院	石川 誠一	加須市騎西三丁目四番地	平成二十七年七月一日
篠木歯科	篠木 毅	川口市幸町二丁目八丁目三番地	平成二十七年七月一日
えもり歯科クリニック	江森 崇	羽生市南五丁目二丁目三四番地	平成二十七年七月一日
田辺歯科医院	田辺 盛光	川口市芝一丁目一〇丁目一〇番地	平成二十七年七月一日
やなせ歯科医院	柳瀬 敏弥	深谷市東方一七〇丁目一〇番地	平成二十七年七月一日
西川口歯科クリニック	森山 進	川口市西川口一丁目六丁目六番地	平成二十七年七月一日
さくら歯科	北原 俊彦	所沢市狭山ヶ丘一丁目二番地	平成二十七年七月一日
西澤歯科	西澤 忍	狭山市狭山台二丁目二五番地	平成二十七年七月一日
牛山歯科医院	牛山 崇	朝霞市膝折町二丁目二番地	平成二十七年七月一日
イースト歯科クリニック	小野内 康二	草加市中央一丁目六丁目七番地	平成二十七年七月一日
吉井歯科医院	吉井 正俊	川口市幸町二丁目十七丁目一五番地	平成二十七年七月一日
有限会社 ミヨシ	有限会社 ミヨシ	久喜市菖蒲町菖蒲三〇番地	平成二十七年七月一日
ヤ薬局	ヤ薬局	九	九

ハロー薬局	株式会社 ハロー コーポレーション	川口市道合九一九	平成二十七年七月 一日
みかん薬局 桶川店	株式会社 ケミカル	桶川市坂田一五一九一	平成二十七年七月 一日
やままる薬局	有限会社 ファーマ シーやままる	新座市片山二一〇一	平成二十七年七月 一日
カジ薬局	カジ薬品株式会社	狭山市入間川三一四七	平成二十七年七月 一日

告 示

埼玉県告示第千四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社住友倉庫（仮称）戸田駅前商業施設

埼玉県戸田市大字新曾七百四十一一外（新曾第一土地区画整理事業地内百二十四街区）

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社住友倉庫 代表取締役 小野孝則

大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 梁瀬捨治

東京都大田区仲六郷二丁目四十三番二号

株式会社明文堂プランナー 代表取締役 清水満

富山県下新川郡朝日町沼保九百九番二号

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年四月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千八百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七三平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五七立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

オーケー株式会社 午前八時三十分から午後九時三十分

株式会社明文堂プランナー 午前九時から翌午前一時

株式会社ノジマ 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌午前一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年八月二十八日

二 縦覧期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット美女木店

埼玉県戸田市美女木千三百二十三―六外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番十六号

株式会社ドライバースタンド 代表取締役 石渡淳

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番十六号

株式会社ウイル 代表取締役 長谷川領作

埼玉県川口市南鳩ヶ谷三丁目二十二番八号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年四月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百九十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一五九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四〇立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年八月二十八日

二 縦覧期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理事 濱 田 光 孝 埼玉県羽生市大字喜右エ門新田千五百六十六番地

告 示

埼玉県告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一四九
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千五十号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関
- 三芳町
- 二 作業種類
- 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業地域
- 三芳町全域
- 四 作業期間
- 平成二十七年十二月二十七日から平成二十八年三月四日まで

告 示

埼玉県告示第千五十一号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

基準点測量及び数値図化

三 作業地域

川越市（一部）

四 作業期間

平成二十七年七月一日から平成二十七年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千五十二号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量）

三 作業地域

埼玉県熊谷市玉井地内外

四 作業期間

平成二十七年九月一日から平成二十八年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第五十三号

測量計画機関である国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課

二 作業種類

国土調査補助基準点測量

三 作業地域

川越市

四 作業期間

平成二十七年九月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千五十四号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

都市計画基本図修正

三 作業地域

行田市全域

四 作業期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十八年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千五十五号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百四十号
- 三 道路の区域

<p>旧新</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>秩父市荒川上田野字半縄一四五五番六地先から同市荒川上田野字錦一七五四番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・三〇〇 十六・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三四九・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事 平成二十年二月八日付 け埼玉県秩父県土整備 事務所長告示第九号の 道路予定区域の一部変 更である。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>百四十号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>秩父市荒川上田野字半縄一四五五番 六地先から同市荒川上田野字原地一 四三四番二地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に 限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年九月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年九月十一日 付け埼玉県秩父県土整備 事務所長告示第十七号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長六六・五八メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>百四十号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>秩父市荒川上田野字糶屋九九二番一 ○地先から同市荒川上田野字糶屋九 九四番七地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年九月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年二月三日付 け埼玉県秩父県土整備事 務所長告示第三号で告示 した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長五〇・二五メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年三月五日

指令川建セ第二六〇一〇六一号

二 検査済証番号

平成二十七年九月七日

川建セ第二七〇〇四一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字畑中字曾根七百六十一番一、七百六十一番四、七百六十二番六、七百六十二番八、七百六十二番十三、七百六十二番十四、七百六十三番、七百六十四番一、七百六十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字畑中七百六十一
宗教法人 円通寺 代表役員 宮崎 弘照

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月十二日

指令川建セ第二六〇〇六三一号

二 検査済証番号

平成二十七年九月七日

川建セ第二七〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷字馬場千八百八十六番一、千八百九十番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県川崎市川崎区川中島一丁目二十番一―四〇五号 ヴェルコート川崎

加藤 由男

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年六月十二日

指令川建セ第一六〇三一―二二号

二 検査済証番号

平成二十七年九月八日

川建セ第二七〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道北七百九十六番一、七百九十六番十三、七百九十六番二十三、七百九十六番三十一、七百九十七番六の一部、七百九十七番七の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪七百九十七番地七
林化学工業株式会社 代表取締役 三島木和晴

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年九月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年九月十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸二百九十一から埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸二百九十三―一まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十六から埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十四まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二十八から埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百三十八まで</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百七十八―一から埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百五十九まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十三・〇〇</p> <p>五十九・六三</p> <p>百十四・〇〇</p> <p>四十一・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>

指定番号	第一〇四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年九月十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸三百九十一 ―二から埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸二 百九十一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇

告示

埼玉県選管告示第六十七号

平成二十七年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、五七三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八四一、〇八一人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六五、八二四人
南第二区 川口市	一四四、二九二人
南第三区 さいたま市西区	二三、五五六人
南第四区 さいたま市北区	三八、六七八人
南第五区 さいたま市大宮区	三一、二四九人
南第六区 さいたま市見沼区	四三、二三九人
南第七区 さいたま市中央区	二六、五八一人
南第八区 さいたま市桜区	二五、四六七人
南第九区 さいたま市浦和区	四一、五七五人
南第十区 さいたま市南区	四七、八八七人

南第十一区	さいたま市緑区	三一、一六四人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、三七八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、二八八人
南第十四区	桶川市	二〇、六四〇人
南第十五区	北本市	一九、〇三二人
南第十六区	鴻巣市	三二、七九七人
南第十七区	志木市	一九、八二九人
南第十八区	新座市	四三、九一〇人
南第十九区	蕨市	一九、五〇九人
南第二十区	戸田市	三四、二一三人
南第二十一区	朝霞市	三五、八二四人
南第二十二区	和光市	二一、三六七人
西第一区	所沢市	九三、九六五人
西第二区	入間市	四〇、七九六人
西第三区	飯能市	二二、四四四人
西第四区	狭山市	四二、六四七人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、二六五人
西第六区	富士見市	二九、五四一人
西第七区	川越市	九四、五二七人
西第八区	日高市	一五、五五八人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、四六一人
西第十区	坂戸市	二七、二八八人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、〇一四人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇五三人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、二八五人
北第一区	秩父市	一八、〇四四人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、八一九人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、三三六人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、〇七一人
北第五区	熊谷市	五四、九〇九人
東第一区	行田市	二三、一〇八人
東第二区	羽生市	一五、一九〇人
東第三区	加須市	三一、四二三人
東第四区	久喜市	四二、六七五人

東第五区	蓮田市	一七、四四〇人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、五一五人
東第七区	春日部市	六五、四二〇人
東第八区	越谷市	九〇、二五二人
東第九区	八潮市	二二、八一五人
東第十区	三郷市	三七、〇三八人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、四九七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、五七九人